

住居手当の見直し提案あり

2021年2月4日、第一庁舎5階第一委員会室において、総務部長より「住居手当の見直し」提案について説明がありました。

組合として「2020年度賃金確定要求交渉」において、市内在住職員が減少傾向にあることから、防災拠点職員確保の観点からも市内在住者を対象に住宅手当の支給額の改善を要求しており、前向きな提案があったと受け止めています。

改善の提案のため、当説明の際に職員組合として合意する方向を示しました。今後は、2月議会で「市川市一般職の職員の給与に関する条例」の改正案が議決されることで、4月1日以降、手当に反映されることとなります。

【 提案内容 】

- ・市内の賃貸物件に居住する職員に対する住居手当に、月額 10,000 円を加算して支給。
- ・令和3年4月1日施行とし、施行後3年を目途に見直しを実施。

(支給イメージ)

上限：月額 28,000 円(賃料 61,000 円) + 市内賃貸加算 月額 10,000 円 = 上限 月額 38,000 円

【 質疑・要望 】

組合：住居手当の加算額を 10,000 円とする理由は？

当局：近隣自治体の賃貸物件の家賃相場を調べたところ、本市の家賃相場が近隣と比較して約 10,000 円高く、職員の市内居住を促進するために必要な額と考えた。

組合：提案理由に災害時の初動対応等に従事する職員確保等のため、職員の市内居住を促進する必要があるとのことだが、賃貸物件に居住する職員だけでなく、持ち家に居住する職員も対象としてもらいたい。結婚を機に市外へ転居するケースが多いのではないか。

当局：持ち家に係る手当を廃止した経緯があり、慎重に検討したい。

組合：市内居住職員の人数、住居手当を受けている職員の市内・市外別の人数の内訳は？

当局：市内居住職員は1,515人で、割合としては全体の45%を占める。また、住居手当を受けている市内居住職員は280人、市外居住職員が344人である。

組合：住居手当見直しから3年を目途に見直しと説明があったが、どの様に検証するのか？

当局：市内居住者の人数の増減により効果を量る。また、近隣の家賃相場を調査し、金額の妥当性を再確認する予定である。

組合では、引き続き当局と協議交渉をすすめていきます。経過・報告について、機関紙及び組合ホームページを通じてお伝えしますので、是非皆様のご意見を組合ホームページにお寄せください。

<組合からの重要なお知らせ>

市川市職員組合の組合員の皆様は、加入と同時に自治労共済基本型にも加入をさせていただいております。

自治労共済は、組合員の皆様の福利厚生面の充実を幅広く保障していくための共済であり、加入することで結婚祝い金や退職金別金、弔慰金の給付や、任意加入になります。生命保険や自動車保険など安い掛金で安心の保障内容の共済制度をご利用いただくことができます。

現在は、自治労共済基本型掛金として毎月300円を組合費の中からお支払いしておりますが、自治労共済は生協として運営されていますので、“各種共済制度の掛金は組合員個人が負担する”といった生協法および保険業法にもとづいた取り扱いを、監督官庁の厚生労働省からは法令の遵守を強く指導されています。

つきましては、2022年1月より基本型掛金300円を、組合費とは別途、徴収する方向で検討を進めており、組合員の皆様にも、直接説明をする場を設ける予定です。

組合員の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。